



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年12月7日金曜日 第2427号

## ◇ 目次 ◇ 告 示

都市計画の変更(一部変更)案の縦覧.....	1074
都市計画の変更(一部変更)(3件).....	1074
都市計画の変更(名称変更を伴う一部変更)(6件).....	1074
道路の区域変更(県道西条久万線)(2件).....	1075
道路の区域変更(県道落合久万線).....	1076
道路の区域変更(県道松山川内線).....	1076
開発行為に関する工事の完了.....	1076
道路の区域変更(県道猪伏西谷線).....	1077
道路の供用開始( " ).....	1077
道路の区域変更(一般国道440号外).....	1077
道路の供用開始( " ).....	1077
道路の区域変更(県道広見吉田線).....	1078
道路の供用開始( " ).....	1078
道路の区域変更(県道大茅辰ノ口線).....	1078
道路の供用開始( " ).....	1078

## 公 告

土地(建付地)の売払い(2件).....	1079
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	1082

## 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	1082
--------------------	------

## 公 営 企 業 公 告

愛媛県立新居浜病院オーダリングシステム導入事業.....	1084
------------------------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1456号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画の種類及び名称  
四国中央都市計画道路 3・5・3 中央村松線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 四国中央市村松町の一部
  - (2) 削除する部分 なし

### ○愛媛県告示第1457号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画の種類及び名称  
八幡浜都市計画道路 3・4・2 白浜大平線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 なし

### ○愛媛県告示第1458号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画の種類及び名称  
八幡浜都市計画道路 II・3・5 清滝舌間線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 八幡浜市五反田、矢野町、八代一丁目及び八代の各一部

### ○愛媛県告示第1459号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画の種類及び名称  
八幡浜都市計画道路 I・小・1 本町栗之浦線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 八幡浜市八幡浜、字沖新田及び栗野浦の各一部

### ○愛媛県告示第1460号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
保内都市計画道路 1・4・1 自動車専用八幡浜保内線	八幡浜都市計画道路 1・4・1 自動車専用八幡浜保内線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
保内都市計画道路 3・5・2 清水三島線	八幡浜都市計画道路 3・5・4 清水三島線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
保内都市計画道路 3・5・3 和田町楠町線	八幡浜都市計画道路 3・5・5 和田町楠町線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

○愛媛県告示第1466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
八幡浜都市計画道路 II・3・1 八幡浜駅前千丈線	八幡浜都市計画道路 3・6・7 八幡浜駅前千丈線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
八幡浜都市計画道路 I・小・2 白浜通り向灘線	八幡浜都市計画道路 3・6・9 白浜通り向灘線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

変更前	変更後
保内都市計画道路 3・5・1 名坂川之石線	八幡浜都市計画道路 3・5・3 名坂川之石線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 八幡浜市保内町須川及び川之石の各一部

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙202番29	旧	メートル 8.6~11.0	キロメートル 0.060	
			新	12.5~14.5	0.060	

## ○愛媛県告示第1467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	西条市中興字東浦2号171番1から 同字2号171番6地先まで	旧	メートル 3.5~7.2	キロメートル 0.072	
			新	8.6~19.5	0.072	

## ○愛媛県告示第1468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	西条市丹原町明河5号284番1地先から 同町明河5号277番まで	旧	メートル 5.4~14.1	キロメートル 0.114	
			新	11.0~17.0	0.114	

## ○愛媛県告示第1469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山川内線	松山市松末1丁目150番1	旧	メートル 9.4~10.7	キロメートル 0.020	
			新	10.8~11.9	0.020	

## ○愛媛県告示第1470号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年12月7日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建（開）第35号 平成24年11月26日	伊予郡松前町大字浜字萱田1084番2、1085番2、1088番4	伊予市米湊1736番地 星山豊子

○愛媛県告示第1471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9202番地先から 同町西谷字高野9205番地先まで	旧	メートル 4.7～15.7	キロメートル 0.120	
		上浮穴郡久万高原町西谷字高野9202番2から 同町西谷字高野9205番2まで	新	7.4～40.6	0.120	

○愛媛県告示第1472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字高野9202番2から 同町西谷字高野9205番2まで	平成24年12月7日

○愛媛県告示第1473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味2897番2から 同町西谷字古味2897番3まで	旧	メートル 27.5～33.7	キロメートル 0.032	
			新	32.2～41.6	0.032	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字古味2899番3から 同町西谷字古味3223番3まで	旧	20.4～70.8	0.086	
			新	27.7～70.8	0.086	
県道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字古味2889番4から 同町西谷字古味2889番2まで	旧	27.5～33.7	0.032	
		上浮穴郡久万高原町西谷字古味2889番5	新	32.2～41.6	0.032	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3223番3から 同町西谷字古味2898番5まで	旧	20.4～70.8	0.086	
		上浮穴郡久万高原町西谷字古味3221番4から 同町西谷字古味2898番5まで	新	27.7～70.8	0.086	

○愛媛県告示第1474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味2897番2から 同町西谷字古味2897番3まで	平成24年12月7日
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字古味2899番3から 同町西谷字古味3223番3まで	"
県道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字古味2889番5	"
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3221番4から 同町西谷字古味2898番5まで	"

○愛媛県告示第1475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下603番地先から 同町宮野下601番まで	旧	メートル 4.1～5.9	キロメートル 0.023	
			新	4.1～8.5	0.023	

○愛媛県告示第1476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下603番地先から 同町宮野下601番まで	平成24年12月7日

○愛媛県告示第1477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川1206番地先から 同町野井川1134番地先まで	旧	メートル 3.8～10.0	キロメートル 0.242	
			新	6.0～30.0	0.242	

○愛媛県告示第1478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大茅辰ノ口線	西予市城川町野井川1206番地先から 同町野井川1134番地先まで	平成24年12月7日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

## 1 入札に付する事項

- 件名  
土地（建付地）の売払い
- 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物		予定価格
	地目	地積	構造	床面積	
今治市玉川町大野字牛王ノ上甲159番1	宅地	1,159.15㎡	木造スレート瓦葺 平家建外	341.06㎡	16,100,000円

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

- 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- 入札参加申込書の提出  
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。  
ア 提出期間  
平成24年12月7日（金）から平成25年1月29日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）  
イ 提出場所  
愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2255  
ウ 提出方法  
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。  
エ 郵送等による提出の取扱い  
郵送等による提出の場合は、平成25年1月29日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- 契約条項を示す場所等  
ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先  
(2)イに掲げる場所  
イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法  
(2)イに掲げる場所で交付する。  
ウ 現地説明の日時及び場所  
(ア) 日時

平成25年1月9日(水)午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成25年2月14日(木)午前10時

(2) 入札及び開札の場所

今治市旭町一丁目4番地9

愛媛県東予地方局今治支局4階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地(建付地)の売払い

(2) 売り払う土地(建付地)の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物			予 定 価 格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
今治市桜井団地一丁目3番3	宅 地	837.81m <sup>2</sup>	共 同 住 宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建外	890.96m <sup>2</sup>	8,320,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成24年12月7日（金）から平成25年1月29日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成25年1月29日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成25年1月9日（水）午後2時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成25年2月14日（木）午前11時30分

(2) 入札及び開札の場所

今治市旭町一丁目4番地9

愛媛県東予地方局今治支局4階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）



第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月7日

愛媛県知事 中村時広

Table with 5 columns: 申請年月日, 特定非営利活動法人の名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Content includes NPO法人日本リラクゼーション整体安眠ケア協会 and 松山市西一万町10番2号メゾンDレーブ402号.

監査公表

○公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年12月7日

愛媛県監査委員 岸新, 同住田省三, 同笹岡博之, 同佐伯満孝

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Content: 障害福祉課, 平成23年9月6日

(監査の結果)

収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

Table with 4 columns: 調定年度, 債務者数, 収入未済額(円), 備考. Content: 19年度及び20年度, 1者, 360,000

(措置の内容)

本人は失業中で財産等もなく、一括返納は困難なことから、月2万円ずつを分納することで本人も了解し、毎月納付書を送付したところ、平成23年11月30日に20,000円が納められ、平成24年5月末現在の収入未済額は340,000円となっている。

なお、平成21年9月及び平成23年1月には、本人宅を訪問し、本人の返納意思を確認していることから、引き続き、納付状況を確認し督促するほか、本人及び親族の状況を把握し、早期の返納を働き掛けたい。

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Content: 土木管理課, 平成24年1月11日

(監査の結果)

社団法人愛媛県建設業協会西予支部に対する平成22年度における愛媛県建設業複業化推進事業費補助金について、補助対象経費に補助対象外経費を含めて算出したため、163,429円が過大に交付されていた。

(措置の内容)

過大に交付していた補助金163,429円について、平成24年1月27日付けで社団法人愛媛県建設業協会西予支部から実績の再報告を受け、補助金額の再確定を行うとともに、過大に交付していた補助金の返還命令を行い、平成24年2月10日付けで当該金額の返還を確認した。

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Content: 建築住宅課, 平成23年8月10日

(監査の結果)

住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

Table with 4 columns: 区分, 現年度分, 滞納繰越分, 計, 備考. Content: 22年度, 21年度, 差引増減

(措置の内容)

平成22年度末時点における住宅貸付損害金（99名33,522,213円）の退去滞納者に対しては、催告通知など回収に努めたところであるが、結果的に入金を得ることができなかった。

また、新たに提訴した明渡訴訟により退去した者への住宅貸付損害金9名2,041,487円が発生、催告通知など回収に努めた結果、1名688,077円の納入があったが、平成23年度末現在で住宅貸付損害金は、107名34,875,623円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	1,353,410	33,522,213	34,875,623	
22年度	4,158,708	29,363,505	33,522,213	
差引増減	2,805,298	4,158,708	1,353,410	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成23年7月22日

（監査の結果）

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	2,306,200	4,733,700	7,039,900	
21年度	2,167,482	4,654,500	6,821,982	
差引増減	138,718	79,200	217,918	

（措置の内容）

県営住宅貸付料については、平成22年度末時点で7,039,900円（62名）の収入未済額があった。

滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問などを行い納付指導に努めた結果、1,520,000円（27名）の納付があったが、平成23年度新たに2,305,300円が未収となったことから、平成23年度末現在の収入未済額は7,825,200円であった。

悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟も提起している。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成23年7月25日、 平成23年7月27日

（監査の結果）

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	142,778,408	355,992,290	498,770,698	
21年度	178,372,357	348,065,526	526,437,883	
差引増減	35,593,949	7,926,764	27,667,185	

（措置の内容）

滞納となったものについては、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、夜間・休日の電話催告、差押えの早期着手と換価処分促進、局独自の文書催告などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成23年度に繰り越した未収入金498,770,698円が平成24年3月31日現在で329,160,810円に減少した。

平成23年度課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン（啓

発活動、コンビニ収納の実施など）や口座振替の推進、広報による啓発などにより納期内自主納税の促進に努めたほか、個人県民税の徴収確保対策として平成22年度に引き続いて「個人住民税徴収確保プロジェクト」に取り組んだ結果、出納閉鎖時の未収金は111,669,993円となり、前年度に比べて31,108,415円減少した。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
23年度	111,669,993	329,160,810	440,830,803	
22年度	142,778,408	355,992,290	498,770,698	
差引増減	31,108,415	26,831,480	57,939,895	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成23年7月25日、 平成23年7月27日

（監査の結果）

賠償金（公用車事故に伴うもの。）について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
22年度	1者	241,775	

（措置の内容）

愛媛県債権管理マニュアルに基づき、平成23年4月6日から毎週催告（電話・訪問・文書）を行った結果、平成24年2月ようやく分割納付による履行期限延期申請が提出されたため、これを承認し、計48回の月払いを約束させた。

この措置に伴い、平成24年3月27日に第1回目の分割金5,000円が納付され、その後も順調に毎月の納付が履行され、平成24年8月末までの納付（6回）を確認している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成23年7月27日

（監査の結果）

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	53,900	1,858,400	1,912,300	
21年度	70,800	1,892,800	1,963,600	
差引増減	16,900	34,400	51,300	

（措置の内容）

平成22年度末時点における県営住宅貸付料滞納分（7名1,912,300円）については、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問指導及び敷金の充当などを行い未収金の徴収に努めた結果、平成23年度において71,400円の納付があり、平成23年度末時点の滞納分は、6名1,875,300円となった。

また、平成23年度現年度分については、鋭意督促に努めた結果、平成24年5月末の出納閉鎖までに全額が納付され、完納となった。

なお、退去者の滞納家賃5名分(1,807,700円)については、本庁において民間会社に回収委託している。

## 公営企業公告

### ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年12月7日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 事業名

愛媛県立新居浜病院オーダリングシステム導入事業(以下「本事業」という。)

##### (2) 事業実施場所

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号  
愛媛県立新居浜病院

##### (3) 事業内容

入札説明書等による。

##### (4) 事業期間

契約締結日から平成30年9月23日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

##### (1) 応募者等の構成

ア 入札に参加できる者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独法人又は複数法人グループ(以下「応募者」という。)とする。

イ 応募者は、入札説明書等に示す、本事業におけるシステム構築等を実施する法人(以下「システムベンダ」という。)及び県と賃貸借等に関する契約を締結する法人(以下「リース会社」という。)で構成されるものとする。なお、システムベンダがリース会社を兼ねることは可能とする。

ウ 応募者を構成する法人の中から、入札手続きを主体的に行う1法人(以下「代表企業」という。)を定め、一般競争入札参加資格要件確認申請書で明らかにしなければならない。

##### (2) 参加資格要件

応募者を構成する法人はいずれも愛媛県知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められたもので、次の事項全てに該当するものであること。

ただし、「イ」に規定する要件については、複数法人グループで本入札に参加する場合には応募者を構成する法人のいずれかが満たしていればよいものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ この公告で示す物品を賃貸借期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。

ウ 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。

#### 3 入札説明書の交付

##### (1) 交付期間

公告の日から平成25年1月4日(金)までの執務時間中(月

曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)(ただし、平成25年1月4日(金)は午後5時00分まで)

##### (2) 交付方法

6(6)に掲げる場所で交付する。

#### 4 入札参加資格要件の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する応募者は、一般競争入札参加資格要件確認申請書及び必要書類(以下「参加資格要件確認書類」という。)を提出して、入札参加資格要件の確認を受けなければならない。

##### (2) 参加資格要件確認書類の受け付け

###### ア 受付期間

公告の日から平成25年1月4日(金)までの執務時間中(ただし、平成25年1月4日(金)は午後5時00分まで)

###### イ 受付場所

6(6)に掲げる場所で受け付ける。

###### ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 入札参加資格要件の確認の結果は、参加資格要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、平成25年1月8日(火)までに、書面により通知する。

###### オ その他

(ア) 参加資格要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された参加資格要件確認書類は、返却しない。

(ウ) 詳細は、入札説明書等による。

#### 5 入札の手続

4により入札参加資格要件の確認を受けた者は、入札説明書等で規定する入札書及び入札金額内訳書(見積書及び見積金額内訳書)を持参により、(1)に示す開札日時に開札場所にて提出すること。

##### (1) 開札の日時及び場所

###### ア 日時

平成25年1月18日(金)午前11時00分

###### イ 場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)

##### (2) 入札方法

ア 入札書に記載する入札金額は、平成25年9月24日から平成30年9月23日までの5年間に於ける、保守を含む、1月あたりの借入代金を記載すること。なお、詳細については入札説明書等を参照すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札の無効等

ア 入札参加資格要件を有しない者及び入札参加資格要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格要件を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格要件を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (6) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2794

## (7) その他

詳細は、入札説明書等による。

## 7 Summary

(1) Nature and quantity: Project of The Ordering System for Ehime Prefectural Niihama Hospital

(2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 18 January 2013

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794